

○習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例

平成 31 年 3 月 20 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 本市は、生涯学習や市民活動の場の提供を通じて、あらゆる世代の市民の出会いと交流を促進するとともに、豊かな知識を育むことを支援し、地域の文化向上及びコミュニティの醸成に寄与することを目的として、習志野市生涯学習複合施設(以下「生涯学習複合施設」という。)を設置する。

(施設の構成)

第 2 条 生涯学習複合施設を構成する施設の名称は、次に掲げるとおりとする。

(1) 習志野市中央公民館(習志野市教育機関設置及び管理に関する条例(昭和 47 年条例第 7 号)第 4 条の習志野市中央公民館をいう。)

(2) 習志野市立中央図書館(習志野市教育機関設置及び管理に関する条例第 11 条の習志野市立中央図書館をいう。)

(3) 習志野市民ホール

(4) 中央公園

(5) 習志野市中央公園体育館(習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成 7 年条例第 19 号)第 3 条の習志野市中央公園体育館をいう。)

(6) 習志野市中央公園テニスコート(習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第 3 条の習志野市中央公園テニスコートをいう。)

(7) 習志野市中央公園パークゴルフ場(習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第 3 条の習志野市中央公園パークゴルフ場をいう。)

2 生涯学習複合施設の位置は、習志野市本大久保 3 丁目 8 番 19 号とする。

3 生涯学習複合施設は、前項の施設を融合させ、総合的に運営されるものとする。

(事業)

第 3 条 生涯学習複合施設は、次に掲げる事業を行う。

(1) 生活文化の向上に関する事業

(2) 青少年の健全育成に関する事業

(3) 読書活動の推進に関する事業

(4) スポーツの推進に関する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会(前条第 1 項第 3 号の習志野市民ホール及び同項第 4 号の中央公園にあっては、市長。以下同じ。)が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第 4 条 生涯学習複合施設の開館時間及び休館日は、別表第 1 のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第 5 条 生涯学習複合施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可があったのち、申請内容に変更があるときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第 6 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、生涯学習複合施設の使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備等をき損するおそれがあるとき。

(3) その他管理運営上支障があるとき。

(使用料等)

第 7 条 生涯学習複合施設の利用者は、別表第 2 に定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、生涯学習複合施設を使用するための申請を行うときに納入しなければならない。ただし、規則で定めるものについてはこの限りでない。

3 市長は、習志野市使用料条例(昭和 43 年条例第 13 号)の例により、使用料の全部若しくは一部を免除し、又は返還することができる。

(駐車場)

第 8 条 生涯学習複合施設に駐車場を設ける。

2 前項の駐車場を使用しようとする者は、別表第 3 に定めるところにより、駐車場の使用料を納入しなければならない。

3 市長は、規則で定めるところにより、駐車場の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 9 条 教育委員会は、生涯学習複合施設の管理を指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 22 条第 6 号の事業を行うこと。

(2) 使用(第 2 条第 1 項第 2 号の習志野市立中央図書館の使用を除く。[第 4 号](#)において同じ。)の許可を行うこと。

(3) 生涯学習複合施設の使用に係る料金(駐車場の使用に係る料金を含む。以下「利用料金」という。)を収受し、免除し、及び返還すること。

(4) 使用の制限若しくは停止又は使用の許可の取消しを行うこと。

(5) 施設及び設備の維持管理を行うこと。

(6) その他前各号の業務を行うに当たり必要な行為を行うこと。

3 第 1 項の規定により指定管理者に生涯学習複合施設の管理を行わせる場合は、第 4 条ただし書中「教育委員会が特に必要があると認める」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得

た」と、第 5 条及び第 6 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 7 条第 1 項中「別表第 2」とあるのは「第 10 条第 2 項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 2 項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 3 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、前条第 2 項中「別表第 3」とあるのは「第 10 条第 2 項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 3 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替える。

(利用料金)

第 10 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に生涯学習複合施設の管理を行わせる場合は、利用料金を指定管理者の収入として收受させる。

2 利用料金は、別表第 2 及び別表第 3 に定める額の範囲内で、指定管理者が地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定に基づき、教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 9 条第 1 項の規定による指定管理者の指定その他必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(平成 31 年 11 月 1 日までの間における休館日の特例)

3 第 4 条の規定にかかわらず、施行日から平成 31 年 11 月 1 日までの間は、生涯学習複合施設(習志野市中央公園パークゴルフ場を除く。)の休館日とする。

(習志野市民会館の設置及び管理に関する条例及び習志野市勤労会館の設置及び管理に関する条例の廃止)

4 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 習志野市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和 41 年条例第 14 号)

(2) 習志野市勤労会館の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年条例第 15 号)

(習志野市使用料条例の一部改正)

5 習志野市使用料条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部改正)

6 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

別表第 1(第 4 条)

名称	開館時間	休館日
習志野市中央公民館	午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、利用予約がある場合は、午前 7 時から午後 10 時までとする。	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
習志野市立中央図書館	午前 9 時から午後 8 時まで	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後におけるその日に最も近い休日でない日 (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (3) 図書整理日(1 月 4 日午前 9 時から午後 1 時まで。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日)
習志野市民ホール	午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、利用予約がある場合は、午前 7 時から午後 10 時までとする。	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
習志野市中央公園体育館	午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、利用予約がある場合は、午前 7 時から午後 10 時までとする。	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
習志野市中央公園テニスコート	午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、利用予約がある場合は、午前 7 時から午後 10 時までとする。	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
習志野市中央公園パークゴルフ場	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日以後におけるその日に最も近い休日でない日 (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

別表第 2(第 7 条第 1 項)

1 習志野市中央公民館使用料

時間 施設	午前 7 時から 午前 9 時まで	午前 9 時から 正午ま で	正午か ら午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 午後 10 時まで
	円	円	円	円	円	円	円	円
研修室 1	440	660	220	440	440	220	660	220
研修室 2	440	660	220	440	440	220	660	220
音楽室 1	700	1,050	350	700	700	350	1,050	350
音楽室 2	420	630	210	420	420	210	630	210
音楽室 3	240	360	120	240	240	120	360	120
集会室 1	680	1,020	340	680	680	340	1,020	340
集会室 2	680	1,020	340	680	680	340	1,020	340
集会室 3	680	1,020	340	680	680	340	1,020	340
和室 1	500	750	250	500	500	250	750	250
和室 2	420	630	210	420	420	210	630	210
フリースペース	340	510	170	340	340	170	510	170
工房 1	260	390	130	260	260	130	390	130
工房 2	260	390	130	260	260	130	390	130
会議室 1	260	390	130	260	260	130	390	130
会議室 2	260	390	130	260	260	130	390	130
会議室 3	260	390	130	260	260	130	390	130
調理室 1	800	970	630	800	800	630	970	630
調理室 2	1,630	1,870	1,390	1,630	1,630	1,390	1,870	1,390
調理室 3	700	820	580	700	700	580	820	580
多目的コーナー	900	1,350	450	900	900	450	1,350	450
こどもスペース	1,540					770	2,310	770
多目的室 1	440	660	220	440	440	220	660	220
多目的室 2	440	660	220	440	440	220	660	220
多目的室 3	260	390	130	260	260	130	390	130

備考

- 1 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例第 3 条に規定する設置目的以外の目的で使用する場合は、当該使用料の額の 2 倍に相当する額を徴収する。
- 2 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000 円を上限として規則で定める額とする。

2 習志野市民ホール使用料

時間区分	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
平日	円 19,130	円 23,920	円 23,920	円 43,050	円 47,840	円 66,970
土曜日 日曜日 休日	21,040	26,310	26,310	47,350	52,620	73,660

備考

- 1 この表において、平日とは、土曜日、日曜日及び休日を除く日をいう。
- 2 規定時間を超過して使用した場合は、その超えた時間 1 時間につき 5,980 円を徴収する。
- 3 本市に住所又は事業所を有するもの以外のものが使用するときは、当該使用料の額の 2 倍に相当する額を徴収する。
- 4 使用料は、控室の使用料を含む。
- 5 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000 円を上限として規則で定める額とする。

3 習志野市中央公園体育館使用料

(1) 専用使用料

時間区分	午前 7 時から午前 9 時まで	午前 9 時から午前 11 時まで	午前 11 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで
高校生以下	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430
一般	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870

備考

- 1 この表に規定のない時間に使用する場合の使用料は、次の表のとおりとする。

区分	金額(1 時間)
高校生以下	円 1,430
一般	2,870

- 2 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)を所有している者で市内に住所を有するもの及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による要介護認定

(以下「要介護認定」という。)又は同法の規定による要支援認定(以下「要支援認定」という。)を受けている被保険者で市内に住所を有するもの並びにその介護者並びに身体障害者福祉法第5条に規定する市内の施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項又は第12項から第14項までの規定による障害福祉サービス事業を行う市内の施設及び同法附則第58条第2項の規定による障害者支援施設とみなされる市内の施設(以下これらを「市内の障害者支援施設等」という。)に通所している者並びにその介護者の使用料は、無料とする。

3 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第2条に規定する設置目的以外の目的で使用する場合は、当該使用料の額に2倍に相当する額を徴収する。

4 市内に住所又は勤務先を有する者及び市内の小・中・高等学校に在学する者以外の者が使用するときは、当該使用料の2倍に相当する額とする。

5 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000円を上限として規則で定める額とする。

(2) 部分使用料

区分	金額(2時間)		
	2分の1館	3分の1館	個人
高校生以下	710円	470円	120円
一般	1,430	950	250

備考

1 この表において2時間とは、第1号の表に規定する時間の区分によるものとする。

2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所有している者で市内に住所を有するもの及び要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者で市内に住所を有するもの並びにその介護者並びに市内の障害者支援施設等に通所している者並びにその介護者の使用料は、無料とする。

3 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第2条に規定する設置目的以外の目的で使用する場合は、当該使用料の額に2倍に相当する額を徴収する。

4 市内に住所又は勤務先を有する者及び市内の小・中・高等学校に在学する者以外の者が使用するときは、当該使用料の2倍に相当する額とする。

4 習志野市中央公園テニスコート使用料

専用使用料

時間区分	午前 7時から午前 9時まで	午前 9時から午前 11時まで	午前 11時から午後 1時まで	午後 1時から午後 3時まで	午後 3時から午後 5時まで	午後 5時から午後 7時まで	午後 7時から午後 9時まで	午後 9時から午後 10時まで
高校生以下	円 570	円 570	円 570	円 570	円 570	円 570	円 570	円 280
一般	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	570

備考

- 1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所有している者で市内に住所を有するもの及び要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者で市内に住所を有するもの並びにその介護者並びに市内の障害者支援施設等に通所している者並びにその介護者の使用料は、無料とする。
- 2 市内に住所又は勤務先を有する者及び小・中・高等学校に在学する者以外の者が使用するとき、当該使用料の2倍に相当する額とする。
- 3 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000円を上限として規則で定める額とする。

5 習志野市中央公園パークゴルフ場使用料

区分	単位	金額
高校生以下の者及び65歳以上の者	1人1回	円 110
	1人1日	330
一般	1人1回	220
	1人1日	660

備考

- 1 1日の限度は、6回とする。
- 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所有している者で市内に住所を有するもの及び要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者で市内に住所を有するもの並びにその介護者並びに市内の障害者支援施設等に通所している者並びにその介護者の使用料は、無料とする。
- 3 市内に住所又は勤務先を有する者及び市内の小・中・高等学校に在学する者以外の者が使用するとき、当該使用料の2倍に相当する額とする。
- 4 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000円を上限として規則で定める額とする。

別表第 3(第 8 条第 2 項)

駐車場使用料

使用時間		使用料(1 台につき)
午前 5 時 30 分から午後 10 時 30 分まで	2 時間 30 分までの部分	100 円
	2 時間 30 分を超える部分	30 分までごとに 100 円
	1 月フリーパス	9,000 円
午後 10 時 30 分から午前 5 時 30 分まで		1 時間までごとに 100 円
24 時間まで		1,000 円

備考 24 時間までの使用時間を超えて出庫する場合の使用料については、24 時間までの使用料に、午前 5 時 30 分から午後 10 時 30 分